

# 長崎県ハンドボール協会 会則

## 【第1章 名称及び事務局】

第1条 本協会を「長崎県ハンドボール協会」と称する。  
その事務局を理事長の勤務場所、または事務局長の勤務場所に置く。

## 【第2章 目的】

第2条 本協会は、本県におけるハンドボール競技の普及発展と競技力向上を図ることを設置の目的とする。

## 【第3章 組織】

第3条 本協会は、県下の小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・一般社会人のハンドボールクラブ員、及び指導者や関係者によって組織される。

第4条 下部組織として、長崎市ハンドボール協会・佐世保ハンドボール協会・諫早市ハンドボール協会・大村市ハンドボール協会を置く。

第5条 本協会は、次の各部・専門部を置く。  
(各部) ①総務部 ②競技運営部 ③審判部 ④技術指導部  
(専門部) ①社会人部 ②女性部 ③高校生部 ④中学生部 ⑥小学生部

第6条 本協会は、次の組織に入る。  
①(公益財団法人)日本ハンドボール協会  
②九州ハンドボール協会  
③(公益財団法人)長崎県体育協会

## 【第4章 事業】

第7条 本協会は、第2条の目的を達成させるために次の事業を行う。  
①長崎県ハンドボール協会主催の大会  
②長崎県ハンドボール協会主管の九州ブロック大会・全国大会  
③指導者講習会  
④審判講習会  
⑤その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

## 【第5章 役員】

第8条 本協会は、次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③顧問・参与 若干名
- ④理事長 1名（※副理事長を置くことができる）
- ⑤総務部長 1名
- ⑥競技運営部長 1名（※副部長を置くことができる）
- ⑦審判部長 1名（※副部長を置くことができる）
- ⑧技術指導部長 1名（※副部長を置くことができる）
- ⑨常任理事 15名程度（各専門部長・アドバイザー）
- ⑩理事 必要数
- ⑪監事 2名（常任理事から兼務）
- ⑫会計事務 1名（総務部員より兼務）

第9条 第8条の役員は、本部役員会（第8条①②④）で選考し、常任理事会で選出し、理事会で承認する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在時には、その職務を代行する。

第12条 理事長は、会務の処理にあたり、各大会の競技委員長を務める。

第13条 本協会は、常任理事を置く。

- ①会長・副会長・理事長（本部役員） ②各市協会代表（第4条関連）
- ③各部長・各専門部長（第5条関連） ④会長推薦若干名（各部アドバイザー等）

第14条 理事は、理事会で推薦し選出する。

第15条 監事は、理事会で選出し会長が委嘱する。監事は、会計監査を行い、理事会で報告する。

第16条 役員任期は、1期2年とする。西暦の奇数年度に役員改選を行う。

役員任期中に、やむを得ない事情が発生した場合は、補欠役員で代行し、任期は前任者の残任期間とする。

## 【第6章 会議】

第17条 本協会は、役員会・常任理事会・理事会を開催し、会長はこれらを召集する。

第18条 役員会・常任理事会は、必要に応じて開催する。

第19条 定例理事会は、年度始めの4月～5月に開催する。

第20条 常任理事会・理事会は、構成員の2分の1の（委任状を含む）出席によって成立する。

第21条 常任理事会は、次のことを行う。

- ①本協会の事業計画、事業反省
- ②その他、検討審議を要する事項

第22条 理事会は、次のことを行う。

- ①常任理事会の決議事項承認
- ②常任理事会の提案事項決定
- ③予算・決算の承認
- ④その他、本会の目的達成に必要な事項

## 【第7章 会計】

第23条 本協会の経費は、次の項目をもってあてる。

- ①県協会登録料
- ②県競技力向上対策課・県スポーツ協会からの補助金
- ③その他

第24条 予算・決算報告は、理事会をもって報告する。

## 【その他】

付則 ①この改訂版会則は、平成25年4月25日より施行する。  
(平成25年度長崎県ハンドボール協会理事会)